

「週休2日」試行工事实施要領（港湾・漁港工事編）

（趣旨）

第1条 この要領は、鹿児島県土木部が所管する港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（対象工事）

第3条 対象工事は、原則として土木部が所管する港湾事業及び商工労働水産部が所管する漁港事業の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

（発注形式）

第4条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

（週休2日の定義）

第5条 本要領における週休2日の定義は下記のとおりとする。

（1）週休2日対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。

1）通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

1）夏季休暇3日間及び年末年始6日間

2）工場製作のみを実施している期間

3）工事の全部を一時中止している期間

4）発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

（3）4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含める

ものとする。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表（別紙1-1参照）」（以下「計画実績表」という。）を発注者に提出する。

2 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に1回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

4 受注者は、工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を完成図書を含めて発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、通期の4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

通期の週休2日適用工事（4週8休以上）

【共通仮設費】 1. 0 2 【現場管理費】 1. 0 3

- ・ 港湾・漁港事業であっても、臨港道路、橋梁に関する工事は、「週休2日」工事実施要領（一般土木工事編）を適用する

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 対象期間において、現場閉所による4週8休（月単位の週休2日）以上の取組を達成している場合、監督職員の「工程管理」の項目で加点対象として評価する。加えて、週休2日に係る他の模範となるような取組を実施した場合は、総括監督員の「工程管理」の項目でも加点対象として評価する。

※ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。（別紙1-2を用いて判定）

(留意事項)

第9条 「週休2日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生する

ような指示等を行わない。

- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

参 考

[港湾・漁港事業]

	現場閉所状況
	通期の週休2日
共通仮設費	1. 0 2
現場管理費	1. 0 3